

「投資顧問契約書」の一部改正について

下線部変更
(平成30年1月22日)

現 行	変 更 後
<p>(前 文) (省 略)</p> <p>I～II (省 略)</p> <p>III クーリング・オフ期間経過後の契約の解除 (省 略)</p> <p><u>お客様(以下「甲」という。)</u>とインヴァスト証券株式会社(以下「乙」という。)、甲が乙に対価を支払って、乙から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約(以下「本契約」という。)を締結した。</p> <p>(投資顧問契約の締結)</p> <p>第1条 甲は、自己の投資資産の運用に関し、乙から継続的に有用な情報の供与を受けることを乙に申し入れ、乙は法令の規定及び本契約の本旨に従い、甲のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾した。</p> <p>(助言の内容および方法)</p> <p>第2条 乙は、<u>国内の有価証券等の価値等又はこれらの価値等の分析に基づく投資判断に関し、甲に対して下記の方法により助言を行うものとする。</u></p> <p><u>乙が提供する店頭外国為替証拠金取引「シストレ24」において、売買シグナルを発するストラテジーおよびストラテジーを構成するテクニカル指標を搭載した取引ツール、またその付帯サービスを提供することにより助言を行う。甲が「シストレ24」で行う取引は、すべて乙の助言を受けたものとする。</u></p> <p>2 この投資助言サービスを提供する乙の担当者及び乙への連絡方法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 分析者・投資判断者、助言者 鶴見 豪</p> <p>(2) 当社への連絡方法</p> <p>①電話番号 0120-729-365</p> <p>②メールアドレス imr-info@invast.jp</p>	<p>(前 文) (現行どおり)</p> <p>I～II (現行どおり)</p> <p>III クーリング・オフ期間経過後の契約の解除 (現行どおり)</p> <p>お客様がインヴァスト証券株式会社(以下「当社」という)に対価を支払って、<u>当社から継続的に投資助言サービスを受けることに関し、次の投資顧問契約(以下「本契約」という。)を締結しました。</u></p> <p>(投資顧問契約の締結)</p> <p>第1条 <u>お客様は</u>、自己の投資資産の運用に関し、<u>当社から継続的に有用な情報の供与を受けることを当社に申し入れ、当社は法令の規定及び本契約の本旨に従い、お客様のため忠実に投資助言サービスを行うことを承諾しました。</u></p> <p>(助言の内容および方法)</p> <p>第2条 <u>当社は店頭外国為替証拠金取引「シストレ24」において、売買シグナルを発するストラテジーによる自動売買取引サービスおよびその付帯サービスを提供することにより、助言を行います。</u></p> <p>2 この投資助言サービスを提供する<u>当社</u>の担当者及び<u>当社</u>への連絡方法は、次のとおり<u>で</u>す。</p> <p>(1) 分析者・投資判断者、助言者 鶴見 豪</p> <p>(2) 当社への連絡方法</p> <p>①電話番号 0120-729-365</p> <p>②メールアドレス imr-info@invast.jp</p>

現 行	変 更 後
<p>(秘密の保持)</p> <p>第3条 <u>乙は、本契約に関連して知りえた甲の財産状況その他の事情については、秘密を厳守する。</u></p>	<p>(秘密の保持)</p> <p>第3条 <u>当社は、本契約に関連して知りえたお客様</u>の財産状況その他の事情については、秘密を<u>厳守します。</u></p>
<p>(報酬の額及び支払いの時期)</p> <p>第4条 本契約により<u>甲が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとする。</u></p> <p>(1) 投資助言報酬</p> <p>シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり1円(税込)<u>を助言報酬として徴収する。</u></p> <p>(2) 報酬等の支払い時期、<u>方法</u></p> <p><u>シストレ24における投資助言報酬として、取引数量1,000通貨(1k)毎に1円(税込)を甲から徴収する。</u>この投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収<u>する。</u></p>	<p>(報酬の額及び支払いの時期)</p> <p>第4条 本契約により<u>お客様が支払う報酬の額および支払い時期、方法は以下の通りとします。</u></p> <p>(1) 投資助言報酬</p> <p>シストレ24における投資助言報酬は、すべての通貨ペア1,000通貨(1k)あたり1円(税込)<u>です。</u></p> <p>(2) 報酬等の支払い時期<u>及び方法</u></p> <p>投資助言報酬はスプレッドに含まれており、自動売買、手動売買の区別なく徴収<u>いたします。</u></p>
<p>(運用の責任等)</p> <p>第5条 投資資産の運用は、<u>甲の意思に基づき、甲</u>により行われるものであり、<u>乙の助言は甲</u>を拘束するものではない。</p> <p>2 <u>乙は、甲の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、または甲</u>に対する特別の利益の提供は行わないものとする。</p>	<p>(運用の責任等)</p> <p>第5条 投資資産の運用は、<u>お客様の意思に基づき、お客様</u>により行われるものであり、<u>当社</u>の助言は<u>お客様</u>を拘束するものではありません。</p> <p>2 <u>当社は、お客様の投資資産における運用の結果生じた損害の全部若しくは一部の負担、またはお客様</u>に対する特別の利益の提供は行わないものと<u>します。</u></p>
<p>(契約期間)</p> <p>第6条 本契約に基づく契約期間は、<u>本契約に同意した日から口座解約日までとする。</u></p>	<p>(契約期間)</p> <p>第6条 本契約に基づく契約期間は、お客様が<u>当社所定のシストレ24に係る手続きを完了した</u>日から口座解約日までとする。</p>
<p>(契約書の事項の変更)</p> <p>第7条 本契約書に記載した事項は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、<u>変更されることがある。</u>この場合、<u>乙はすみやかにその内容をホームページ上で開示するものとし、重要な変更については、書面またはメールをもって甲に通知するものとする。</u></p>	<p>(契約書の事項の変更)</p> <p>第7条 本契約書に記載した事項は、法令および諸規則等の変更または監督官庁の指示その他必要が生じた場合は、<u>変更することがあります。</u>この場合、<u>当社はすみやかにその内容をホームページ上で開示し、重要な変更については、書面またはメールをもってお客様に通知いたします。</u></p>

現 行	変 更 後
<p>2 甲が第1項の変更に異議がある場合は、乙が都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、<u>甲は当該変更に同意したものと<u>して取扱う。</u></u></p> <p>3 第2項にかかわらず、第1項の変更の通知後に<u>甲が決済取引以外の取引を行った場合は、当該変更に同意したものと<u>みなす。</u></u></p>	<p>2 <u>お客様が第1項の変更に異議がある場合は、<u>当社が</u>都度定める期日までに申し出るものとし、当該期日までに申し出がないときは、<u>お客様は</u>当該変更に同意したものと<u>します。</u></u></p> <p>3 第2項にかかわらず、第1項の変更の通知後に<u>お客様が</u>決済取引以外の取引を行った場合は、当該変更に同意したものと<u>みなします。</u></p>
<p>(合意管轄)</p> <p>第8条 本契約に関する訴訟については、<u>乙の本店所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。</u></p>	<p>(合意管轄)</p> <p>第8条 本契約に関する訴訟については、<u>当社の本店所在地を管轄とする地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所と<u>します。</u></u></p>
<p>(契約外事項の協議)</p> <p>第9条 本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、<u>甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものと<u>する。</u></u></p>	<p>(契約外事項の協議)</p> <p>第9条 本契約に定めのない事項又は本契約に定めた事項に関して疑義が生じたときは、<u>お客様と当社が誠意をもって協議し、解決を図るものと<u>します。</u></u></p>
<p>(追 加)</p> <p style="text-align: right;"><u>平成 27 年 7 月 20 日</u></p>	<p>(他の規定等の準用)</p> <p>第10条 本契約に定めのない事項については、「店頭外国為替証拠金取引契約約款」「トライオート ETF 取引説明書 (契約締結前交付書面)」その他の規定、約款により取り扱うものと<u>します。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>平成 30 年 1 月 22 日</u></p>